

平成21年6月

東日本ガスをご利用の皆様へ

東日本ガス株式会社

原料費調整制度改正の お知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、ガス事業法の改正により原料費調整の方法が変更となり、東日本ガスは小口規制ガス料金において従来、原料費調整制度に基づき四半期ごとに行っていたガス料金(単位料金)の調整を毎月に変更し、7月検針分から実施します。

この変更により、原料価格の変動が速やかにガス料金に反映され、ガス料金の急激な変動が緩和されます。

当社は引き続き、ガスの安定供給ならびに保安の確保に努めるとともに、経営の効率化と一層のサービス向上に取り組み、お客さまと地域社会のみなさまからの信頼に応えてまいります。

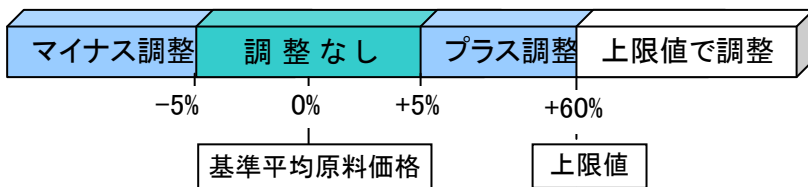
今後とも変わらぬご愛顧の程宜しくお願い申し上げます。

謹白

変更2: 調整を行わない範囲がなくなります

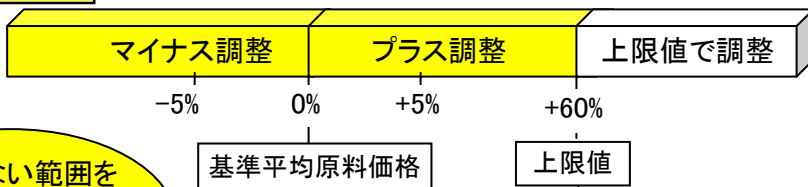
- 従前は平均原料価格が基準平均原料価格の±5%以内の場合は従量料金単価を調整いたしませんでしたが、2009年7月分料金からは±5%以内の変動でも、従量料金単価を調整いたします。

＜現行の制度＞



上限値を超える場合は上限値で調整

＜新しい制度＞



上限値を超える場合は上限値で調整

調整しない範囲をなくすことで、料金の急激な変動が緩和されます

- 7月以降の単価につきましては、従来どおり検針票にてお知らせいたします。
- 弊社ホームページ (<http://www.hngas.co.jp>) では、翌月の単価および、原料費調整制度についてご覧いただけます。

参考：制度変更による7月分料金の違い

- 今回の原料費調整制度の変更により原料価格の算定期間が変わるため、現行の制度のまま変更がなかった場合と、新しい制度の下での7月分単価は以下のように差額が生じます。

取手・我孫子地区

〈現行の制度〉

基準価格：53,810円
原料期間：1～3月
原料価格：52,560円

6月単価：173.71円
7月単価：157.59円
差額：-16.12円
* 一般契約B料金の場合

〈新しい制度〉

基準価格：53,810円
原料期間：2～4月
原料価格：46,870円

6月単価：173.71円
7月単価：151.79円
差額：-21.92円
* 一般契約B料金の場合

- * 弊社一般家庭平均使用量の場合(35^m(45MJ))
4～6月適用料金(現行) $1,249.50 + 173.71 \times 35 = 7,329$ 円(税込)
7月適用料金(新しい制度) $1,249.50 + 151.79 \times 35 = 6,562$ 円(税込)

印旛郡栄地区

〈現行の制度〉

基準価格：75,930円
原料期間：前年7～12月
原料価格：83,120円

6月単価：218.79円
7月単価：218.79円
差額：±0円
* 一般契約B料金の場合

〈新しい制度〉

基準価格：75,930円
原料期間：2～4月
原料価格：45,250円

6月単価：218.79円
7月単価：165.74円
差額：-53.05円
* 一般契約B料金の場合

- * 弊社一般家庭平均使用量の場合(25^m(62.8MJ))
4～6月適用料金(現行) $1,396.50 + 218.79 \times 25 = 6,866$ 円(税込)
7月適用料金(新しい制度) $1,396.50 + 165.74 \times 25 = 5,540$ 円(税込)